

博多港（一部変更）

既定計画：平成13年（2001年）改訂、目標年次 平成20年代前半

1. 博多港の位置付けと現況

- ・ 指定状況：重要港湾：1951年、特定重要港湾：1990年
- ・ 港湾管理者：福岡市
- ・ 福岡都市圏を始めとした九州・西日本の玄関口として、東アジアに近い地理的優位性と陸海空の多様なモードの拠点が近接する優位性を活かした利用がなされている港湾。
- ・ 取扱貨物量：31百万トン（外貨15百万トン、内貨14百万トン、内航フェリー2百万トン）
内、コンテナ 76万TEU（外貨72万TEU、内貨4万TEU）
- ・ 外国航路船舶乗降客数：85万人（全国第1位） [何れも2008年値]

2. 一部変更の背景

（1）アイランドシティの物流拠点機能の強化

- ・ 東アジアとの物流結節拠点として、コンテナターミナル等と背後の先進的な物流施設が一体となって機能する臨海部物流拠点の形成を推進中。
- ・ アイランドシティ、香椎パークポート両地区で国際コンテナの9割以上を取扱い。
- ・ 03年の上海エクスプレス（国際RORO航路）の就航で、海陸一貫輸送能力も向上。

（2）福岡市の青果市場の再編・移転

- ・ 市内3カ所に分散する青果市場の老朽化、狭隘化と、分散による非効率さが課題。
- ・ 九州の輸入青果物の7割を担う拠点港ながら、物流拠点間の非効率な輸送が発生。
- ・ 再編統合に併せ、港湾機能に直結しアジアも視野に入れた輸出入の拠点市場を目指す。

（3）工業用地としての必要性の低下

都市型製造業の住工混在解消のための移転先用地として計画するも、過半の企業が移転・廃業済み。

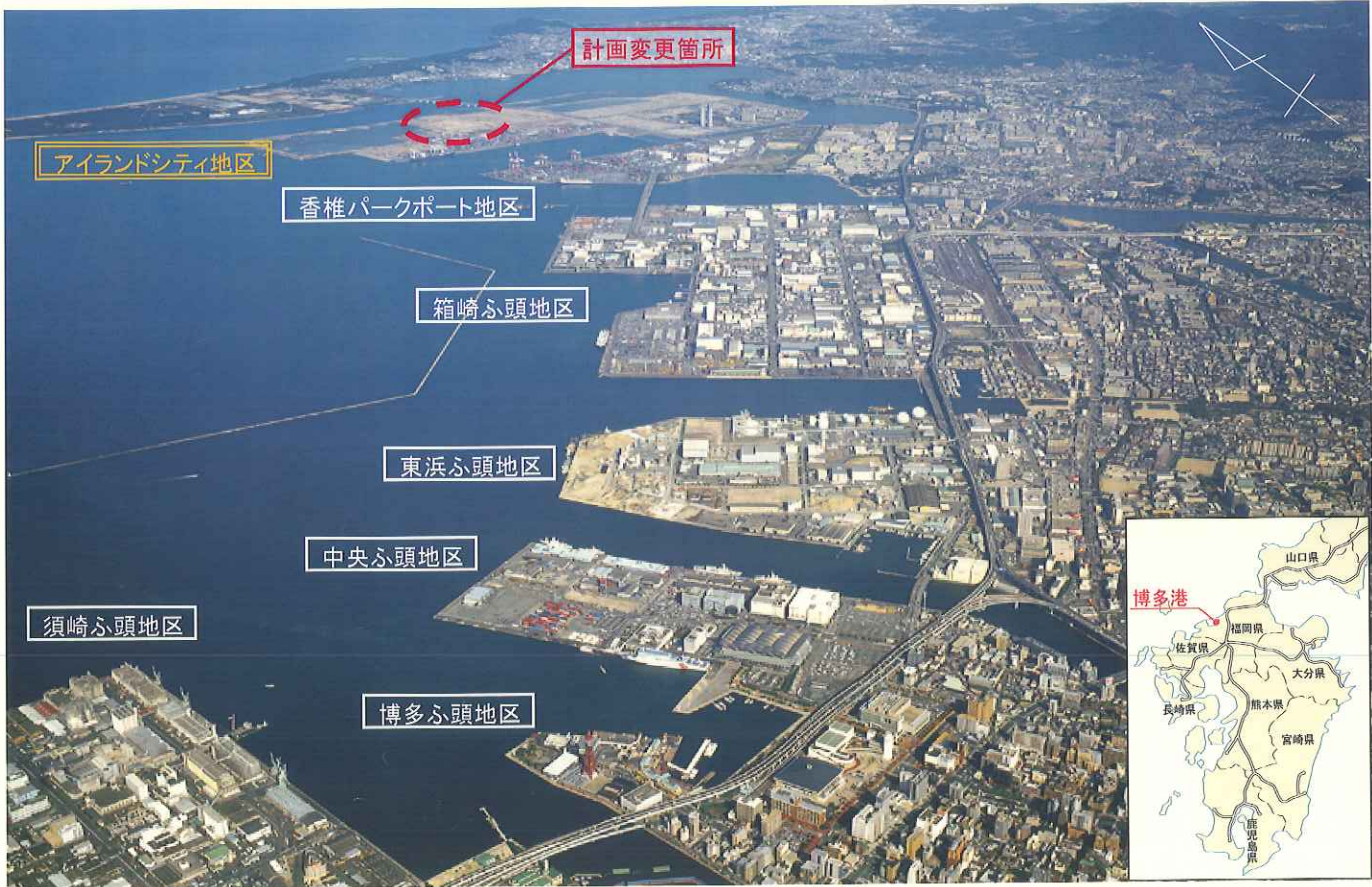
3. 一部変更による主な対応

輸出入青果物を含めた青果物の物流効率化、アイランドシティ地区内の物流拠点機能の強化を進めるため、土地利用計画を見直し。

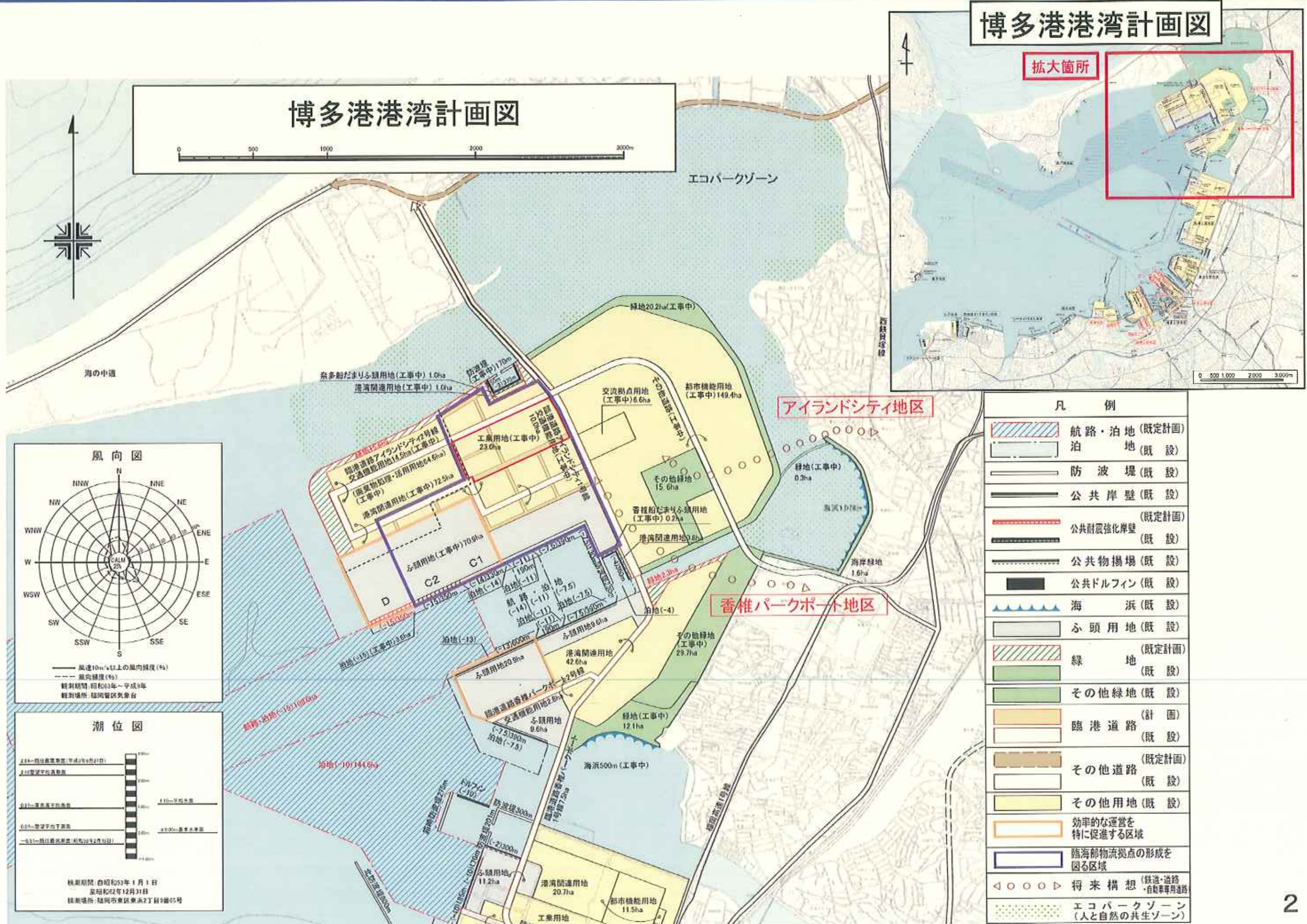
「工業用地」23haを、「港湾関連用地」へ変更。

博多港 港湾計画 一部変更

平成22年3月9日
交通政策審議会
第37回港湾分科会
資料2-4



博多港(既定計画)



博多港港湾計画図

拡大箇所



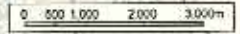
博多港港湾計画図



海の中道

エコパークゾーン

西鉄貝塚線



風向図



潮位図



概算期間: 令和5年1月1日
至令和6年12月31日
概算場所: 福岡市東区東浜2丁目9番02号

凡例

	航路・泊地(既定計画)
	泊地(既設)
	防波堤(既設)
	公共岸壁(既定計画)
	公共耐震強化岸壁(既設)
	公共物揚場(既設)
	公共ドルフィン(既設)
	海浜(既設)
	ふ頭用地(既設)
	緑地(既定計画)
	緑地(既設)
	その他緑地(既設)
	臨港道路(計画)
	臨港道路(既設)
	その他道路(既定計画)
	その他道路(既設)
	その他用地(既設)
	効率的な運営を特に促進する区域
	臨海部物流拠点の形成を図る区域
	将来構想(鉄道・道路・自転車専用道路)
	エコパークゾーン(人と自然の共生ゾーン)

アイランドシティ地区

香椎パークポート地区

アイランドシティ地区の利用状況



■青果物物流センター完成イメージ



■外貿コンテナターミナル



■国際ROROターミナル



埋立竣工部分約286.9ha (約71%)

撮影:平成21年12月

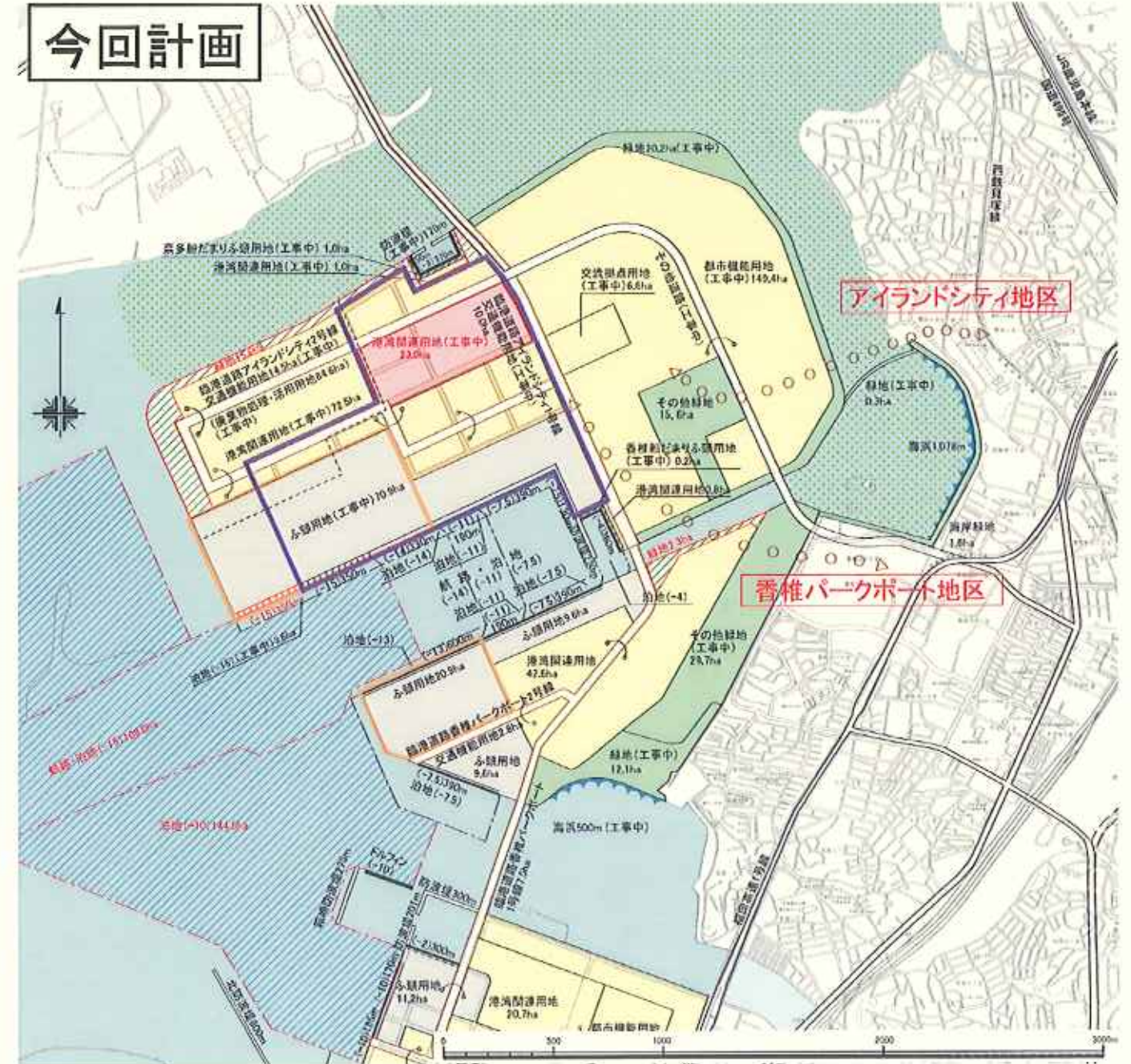
臨海部物流拠点の形成を図る区域

変更計画(アイランドシティ地区)

既定計画



今回計画



凡 例

	航路 (既定計画)		海浜 (既設)		その他用地 (計画)
	航路・泊地 (既設)		ふ頭用地 (既設)		その他用地 (既設)
	防波堤 (既設)		緑地 (既定計画)		効率的な運営を特に促進する区域
	公共岸壁 (既定計画)		緑地 (既設)		臨海部物流拠点の形成を図る区域
	公共耐震強化岸壁 (既定計画)		海岸緑地 (既設)		将来構想 (鉄道・道路・自動車専用道路)
	公共耐震強化岸壁 (既設)		その他緑地 (既設)		エコパークゾーン (人と自然の共生ゾーン)
	公共物揚場 (既設)		臨港道路 (既定計画)		
	公共物揚場 (既設)		臨港道路 (既設)		
	公共ドルフィン (既設)		その他道路 (既定計画)		
			その他道路 (既設)		

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」
及び「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」との適合状況（博多港）

1. 国際貨物ターミナルの存する埠頭の機能高度化のための土地利用計画の見直し

博多港では、アイランドシティ地区と香椎ポートパーク地区に国際コンテナターミナルが供用されている。

また、国際定期航路としては、アイランドシティ地区から国際RORO船「上海エクスプレス」が中国上海港と、国際フェリー「カメラライン」が韓国釜山港との間に就航している。

アイランドシティ内の「臨海部物流拠点の形成を図る区域」の指定エリア内に位置付けられている工業用地を、輸出入青果も多く扱う市内の青果物市場の再編移転用地として港湾関連用地に、土地利用計画を変更。

基本方針

I 今後の港湾の進むべき方向

1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築 (p 3)

近年、我が国を取り巻く産業・貿易構造が大きく変化している。特にアジア地域、ロシア、中東等の経済発展は著しく、企業活動の更なるグローバル化が進展している。このため、世界規模での最適生産・最適調達のように、世界各地で生産・調達される材料、部品、製品を高度な物流体系により結びつけるサプライチェーンマネジメントが極めて重要になっている。

また、世界の主要な運河の拡張による船舶の大型化や大陸間鉄道を活用した新たな輸送ルートの開発等の世界的な輸送革新の動きがある。

一方、地球温暖化や循環型社会の形成に向けた対応等環境問題は、ますます多様化するとともに、広域的、国際的な対応が重要になってきている。

このため、国際海上輸送に大きな影響を与えるこれらの情勢変化を的確に捉え、雇用や所得の創出等をもたらす我が国における産業の国際競争力の強化と国民生活の質の向上を支える、効率的で安全性・信頼性が高く環境負荷の小さい物流体系の構築を適切に進める。

(1) 国際及び国内海上輸送網の基盤の強化

① 国際海上コンテナ輸送網の強化 (p 3)

近年、コンテナ船の大型化やアジア諸国の港湾における貨物取扱量の増大等により、我が国を代表する港湾でさえ、欧米との長距離基幹航路（以下「基幹航路」という。）のサービス頻度が減少しているところ。このような現状を踏まえ、今後我が国の港湾においては、物流コストの削減等により、我が国における産業の国際競争力の強化と国民生活の質の向上を支える国際海上コンテナ輸送網を強化する。

このため、基幹航路をはじめとする多方面・多頻度でダイレクトといった高質な輸送サービスを維持・確保できるように、指定特定重要港湾（以下「スーパー中核港湾」という。）等において、大水深・高規格コンテナターミナルの整備、内航フィーダー輸送、鉄道輸送等の多様な国内輸送ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成、港湾施設の管理・運営の改善等の総合的な施策を実施する。

また、それ以外の港湾においても、アジア地域をはじめとする国際貿易に対応したダイレクト航路を充実していくとともに、多頻度少量の輸送や高付加価値貨物の高速輸送等の多様なニーズに対応する。

③ 複合一貫輸送網の強化 (p 4)

国内の海上輸送については、輸送費用の低減等のため、船舶の大型化が進んでいる。また、物流の効率化やCO2排出量削減の観点から、複合一貫輸送（フェリー、RORO船、貨物自動車、鉄道等複数の輸送手段が一体となって、ドア・ツー・ドアの一貫輸送サービスにより貨物を輸送する方式。以下同じ。）の一層の利用促進が期待されている。

さらに、企業のアジア地域との国際分業の進展を受けて、アジア地域内との国際輸送の準国内化（我が国の国内輸送と同様、円滑に提供されること。以下同じ。）を求める荷主ニーズに対応した国際RORO船や国際フェリーの航路拡充が期待されている。このため、国内の長距離輸送において、環境

への負荷が少なく、エネルギー効率の高い海上輸送の利用を促進するとともに、アジア地域との海上輸送の準国内化、高速化に対応するため、貨物自動車や鉄道と円滑かつ迅速に結ばれたシームレスな複合一貫輸送網を強化する。

（以下略）

⑥ 港湾を核としたシームレスな物流網の形成 (p 5)

我が国における産業の国際競争力の強化のためには、港湾を核とした国内外をつなぐシームレスな物流網の形成により、貨物の発地から着地までのサプライチェーン全体での物流の高度化が重要である。

このため、港湾内輸送の円滑化はもとより、貨物自動車、鉄道等国内各輸送モードとの接続のための施設整備、航空との連携の促進、インランドデポや臨海部物流拠点の活用、ICTの活用による物流の可視化等について関係機関と連携して取り組む。

4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理

⑤ 港湾空間の再編 (p 11)

産業・貿易構造や荷役形態の変化に伴い利用者ニーズに合わなくなった施設や低・未利用地については、海陸交通の結節点であり、水際線を有するという臨海部の特性を活用した空間として再編を進める。その際、関係者と連携しつつ、都市の再生にも資するように、周辺の土地利用との調和や市街地との機能面での連携に努めるとともに、景観等良好な港湾環境の形成に配慮する。

省令

(土地の造成及び土地利用)

第十八条 土地の造成に関する事項は、自然条件、港湾の利用状況、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響等を考慮して、水際線を有効かつ適切に利用することができるように造成する土地の規模及び配置を定めるものとする。

2 土地利用に関する事項は、港湾及びその周辺地域における既存の土地の利用状況、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響等を考慮して、港湾を有効かつ適切に利用することができるように土地利用の区分を定めるものとする。

※ 基本方針の該当文章は、関連記載の章節等の内、当該計画の変更事項に関係の深い部分のみ抜粋している。省令は、当該計画の変更事項に、特に関係の深い条文のみを抜粋している。